

## 支部に関する規定

- 第1条 支部の規約は本連盟の規約にもとづいて作られなければならない。
- 第2条 支部は支部長のもとその支部における学生陸上競技の普及・発展と加盟校の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本連盟は次のところに支部を置く。  
(1) 岡山 (2) 四国 (3) 広島 (4) 山口
- 第4条 支部は本連盟の5月定時代表委員総会までに次の事項を本連盟に提出しなければならない。  
(1) 当該年度の事務所所在地  
(2) 前年度の事業及び会計報告  
(3) 当該年度の事業予定及び予算  
(4) 当該年度の役員名
- 第5条 本連盟の規約に違反した支部は本連盟より厳罰される。